（ホ）法第67条第3項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号
令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第67条第3項の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第67条　市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第6条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は5日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。

2　農林水産大臣は、必要があると認める場合には、漁港管理者に対し、その職務の執行に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前2項の規定による立入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4　(略)

第72条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　(略)

四　第67条第2項の規定による職員の立入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令(抄)

第29条　次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第69条の規定により都道府県知事(第1号に掲げる事務のうち、第1種漁港(その所在地が一の市町村の区域内にあり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。)に係るものについては、市町村長)が行うこととする。

一～四　(略)

五　第1種漁港及び第2種漁港(それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものを除く。)についての法第67条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査(当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。)

2～4　(略)

別記第五号様式中「(第８条の２関係)」を「(第17条関係)」に改める。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第23条関係)

特定漁港施設の運営の事業認定申請書

年　　月　　日

○○漁港漁港管理者
代表者　氏名　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条の2第1項の規定に基づき、特定漁港施設の運営の事業を実施するための認定を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第23条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1　特定漁港施設の運営の事業の名称
　名　称　　○○漁港○○地区○○事業

2　特定漁港施設の運営の事業の内容
　2―1　特定漁港施設の運営の事業の概要
　2―2　特定漁港施設の運営の事業の実施場所(別紙位置図のとおり)
　2―3　特定漁港施設の運営の事業の実施時期
　　事業開始の予定期日　　年　　月　　日
　　事業終了の予定期日　　年　　月　　日

3　貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容
　3―1　名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規　　模	構　　造	摘　　要

　3―2　配置図(別紙平面図のとおり)
　3―3　貸付けを受けようとする期間
　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
　3―4　利用形態
　3―5　貸付けを受けようとする特定漁港施設に対し現状の変更を行う場合については、その変更内容(工事概要)

4　特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものである理由及びその参考資料
　4―1　理由
　4―2　上記理由の参考資料

5　特定漁港施設の運営の事業の実施に資する業績及び資格

6　資金計画
　6―1　資金計画の概要